平成２２年（フ）第８５６８号
大阪市大正区南恩加島４丁目６番11号
破産者　伊井　雅人
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８２６号
大阪市淀川区西中島４丁目７番12―1103号、前住所大阪市淀川区西中島４丁目７番30号アネックス新大阪６－Ｅ
破産者　旬彩悠こと　宮崎　祐子
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８６３号
大阪府豊中市若竹町１丁目６番６号
破産者　川上　正則
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９４１号
大阪市都島区大東町３丁目10番13―704号、前住所大阪府吹田市円山町33―２　プラザⅠ201
破産者　橋本　　健
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０４号
大阪市中央区南船場１丁目３番30―603号、前住所大阪市中央区船越町１丁目４番６―903号
破産者　眞舘　洋一
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５５号
大阪市住吉区長居東４丁目16番20号　マンション白菊302号
破産者　酒匂久美子（旧姓下田）
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９４９号
大阪市此花区春日出中１丁目19番12号　アーバンエクセル　イチヨシ　303号、前住所大阪市此花区梅香１丁目22番22号
破産者　西光かおり（旧姓坂東）
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８１５号
大阪府四條畷市楠公２丁目６番６号
破産者　藤井　陽一
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２８６号
大阪市旭区生江２丁目９番24号
破産者　井上　博人
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３１０号
大阪市淀川区東三国３丁目１番１―307号
破産者　南原建先こと　禹　　建先
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３１５号
大阪市東住吉区桑津２丁目16番28号　スクエアプレイス201号
破産者　田中かおる
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３８８号
兵庫県西宮市甲陽園目神山町４番14号
破産者　辻　　眞人
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４７号
大阪市東住吉区湯里１丁目１番21号　クリーンライフ松映205号
破産者　原口　忠博
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５９６号
大阪府枚方市星丘３丁目24番15号
破産者　藤沢　惇史
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１２号
大阪府岸和田市南町９番17―701号、開始決定時の住所大阪府泉佐野市長滝4045番地、開始決定時の住民票上の住所大阪府泉佐野市俵屋407番地
破産者　木戸陽一郎
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８１５号
大阪府岸和田市南町９番17―701号、開始決定時の住所大阪府泉佐野市俵屋407番地
破産者　木戸　幸子
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
大阪府泉佐野市高松西１丁目2030番地の７
破産者　中野　勝一
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番53―402号
破産者　脇　　浩輔
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
大阪府和泉市観音寺町475番地の１
破産者　後藤　弘行
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係